

株式会社石油輸送リース森山「(仮称)大高山風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告について

平成29年8月25日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大高山風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社石油輸送リース森山に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町

原動力の種類： 風力(陸上)

出 力： 最大76,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 9月 1日
環境大臣意見受理	平成28年11月18日
経済産業大臣意見発出	平成28年11月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 3月 1日
住民意見の概要等受理	平成29年 4月28日
青森県知事意見受理	平成29年 7月24日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月25日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井
電話：03-3501-1742(直通)

株式会社石油リース森山「(仮称) 大高山風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である東北自然歩道及び大高山県緑地保全地域が存在しており、これらの利用者に対し、工事中資材等の搬出入及び建設機械の稼働に係る騒音及び振動、施設の稼働に係る騒音及び低周波音並びに風車の影による影響が及ぶおそれがあることから、これらの利用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、適切に調査地点を選定の上、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
2. 対象事業実施区域においては、人と自然との触れ合いの活動の場である東北自然歩道が6 km以上にわたり縦断している。風力発電設備の設置に当たっては、当該自然歩道の道路拡幅、沿道の樹木の伐採及び土地の造成が行われると考えられ、これに加えて風力発電設備が設置されることにより、当該自然歩道の利用者の困窮景観に影響を及ぼすおそれがあることから、当該自然歩道の利用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域内の日常的な視点場の調査地点の位置及び地点数を再検討した上で調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)